

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

厚生文教委員会議事日程表

日 時 : 令和5年2月22日(水) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	議 案	22	和解について(不当利得返還請求事件)	P. 65
2	議 案	23	大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	P. 67
3	議 案	24	和泉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について	P. 71
4	議 案	25	和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定について	P. 73
5	議 案	26	和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 85
6	議 案	27	和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 90
7	議 案	28	和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 95
8	議 案	29	和泉市美術館条例の一部を改正する条例制定について	P. 112
9	議 案	31	令和4年度和泉市一般会計補正予算(第11号)【厚生文教所管分】	P. 121
10	議 案	33	令和4年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算(第5号)	P. 139

分割付託案件内訳

※ 議案第31号 令和4年度和泉市一般会計補正予算(第11号)

○歳出のうち

3 款 民生費

4 款 衛生費

9 款 教育費

○継続費補正

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

(仮称) 榎尾学園整備事業

○地方債補正

義務教育施設整備事業

○繰越明許費

鶴山台南小学校受変電設備改修事業

石尾中学校消防設備改修事業

郷荘中学校受変電設備改修事業

光明台中学校消防設備改修事業

北池田中学校大規模改修事業

貝吹山古墳フェンス設置事業

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（8名）

委員 長	服部 敏男	副委員 長	谷上 昇
委員	原 重樹	委員	浜田 千秋
委員（副議長）	松田 義人	委員	石原 日出子
委員	飯阪 光典	委員	友田 博文

欠席委員（なし）

オブザーバー（1名）

議長 坂本 健治

説明のため出席した者の職氏名

副 市 長	森 吉 豊
副 市 長	吉 田 康 人
教 育 長	小 川 秀 幸
参 与	小 泉 充 寛
福 祉 部 長	堂ノ上 宏 幸
市 民 生 活 部 長	森 一 弘
子 育 て 健 康 部 長	岩 井 幸
教育次長兼教育・こども部長	並 木 敏 昭
教育・こども部教育指導監	上 田 茂 幸
生 涯 学 習 部 長	辻 公 伸

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	北野 泰史	事務局次長兼総務課長	井阪 弘樹
総務課議事係長	尾崎 智之	総務課調査係主任	濱崎 松佳

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○服部敏男委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。



◎副市長挨拶

○服部敏男委員長 それでは、ここで、副市長の挨拶を願います。

森吉副市長。

○森吉 豊副市長 皆さん、おはようございます。副市長の森吉でございます。

厚生文教委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

服部委員長、谷上副委員長はじめ委員皆様方には御出席をいただき、また、坂本健治議長には御臨席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、福祉部、市民生活部、子育て健康部及び教育委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○服部敏男委員長 副市長の挨拶が終わりました。



◎委員会審査

○服部敏男委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託さ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

れました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎議案第22号 和解について（不当利得返還請求事件）

○服部敏男委員長 議事第1、議案第22号 和解について（不当利得返還請求事件）を議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○並木敏昭教育次長兼教育・子ども部長 教育・子ども部長の並木でございます。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第22号 和解について（不当利得返還請求事件）について、その内容を御説明申し上げます。

議案書の65ページを御覧ください。

大阪地方裁判所令和3年（ウ）第8516号不当利得返還請求事件に係る和解について、議会の御議決をお願いするものでございます。

1、和解の相手方は、大阪市住之江区南港北二丁目1番10号、富士産業株式会社代表取締役、栗田隆志でございます。

2、和解条項の要旨は、1は、市は相手方に対し、本件解決金として300万円の支払い義務があることを認めることについて、2は、解決金の支払い時期及び支払い方法について、3は、相手方は後記建物について市が所有権を有することを確認することについて、4は、相手方はその余の請求を放棄することについて、5は、相手方と市の間には他に債権債務がないことの確認について、6は、訴訟費用は各自の負担とすることについて、それぞれ取り決めるものでございます。

なお、建物は、和泉市伯太町一丁目123番地、和泉中学校敷地内仮設校舎でございます。

次に、事件の概要を御説明いたします。

66ページを御覧ください。

市は、和泉中学校の教室不足に対応するため、リース事業者として決定した相手方と平成24年8月27日から平成29年8月26日までを履行期間とするリース契約を締結しており、契約

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

書において履行期間満了後の本件仮設校舎に係る一切の取扱いについては双方が協議して定める旨を規定していたことに基づき、履行期間満了後に市は相手方に無償譲渡を希望する旨を電話で伝えました。

その後、相手方から使用料の請求が行われなかったことから、市は相手方が無償譲渡に同意したものと認識し、使用を継続しておりました。

その後、令和3年2月19日、相手方は履行期間満了日翌日以降の本件仮設校舎の使用料の支払いを市に求めましたが、令和3年5月24日、市は無償譲渡を受けたとの認識の下、履行期間満了日翌日以降の債務はない旨を相手方に通知し、これに対し、相手方は令和3年9月13日、市が何らの合意もなく使用を継続しているとして、履行期間満了日翌日から令和3年9月26日までの本件仮設校舎の使用料（遅延利息金を含む）2,783万355円の不当利得返還請求訴訟を提起したものであります。

訴訟手続は、大阪地方裁判所において継続していますが、このたび裁判所からの和解勧告を受けて和解しようとするものでございます。

なお、補足資料をお配りしておりますので、併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第22号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○服部敏男委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 原です。

和泉市のほうも、あるいはまたそのリース会社のほうも両方ミスがあったということはあるとは思いますけども、ちょっと確かめだけでもありますので、簡単に聞いておきたいというふうに思いますけども、この本件の仮設校舎というのは、これは今も使ってるのかどうかというのが一つ、もう一つは、ほか、ここで言うてもあれなんですけども、ほかのところでもそういうリースをしていることがあるのかどうか、お聞かせを願います。以上、よろしく。

○服部敏男委員長 答弁。

はい、どうぞ。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

現在も使用しております。

また、他に同じように本件以外にリースしている仮設校舎はございません。

以上です。

○服部敏男委員長 原委員。

○原 重樹委員 ほかにないということで、前にあったようですけども、聞いておきたいというふうに思いますけども、2つ目なんですけども、リースですから、簡単に言いますと、リースというとは何か持ち運びできるみたいな発想を我々からするんですけども、これは校舎ですので、当然工事も要ったやろうしということはあるとは思いますが、これリースが、今回5年でとにかくリースしたことになるんですけども、それ以後の話で裁判になるわけですけども、こういう校舎みたいなものというのは、リースするときというのは、あと解体するのも金かかるやろうしというか、その辺はどういうふうになっているんでしょう。最後のもうリースが、普通で言いますとですよ、リースが終わった後の話です、終わった後、そういうものというのはどういうふうになっているかということだけちょっとお聞かせ願います。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

リース期間満了後に解体撤去する場合の実施主体は契約内容によるところでございますが、本件につきましてはリース料に解体撤去を含めておらず、また、契約書にはリース期間満了後の本件仮設校舎に係る一切の取扱いについては双方が協議して定めると規定しておりましたことから、協議により解体撤去の実施主体を決定する必要がありました。

以上です。

○服部敏男委員長 原委員。

○原 重樹委員 聞いておきますけども、リースが終わったときにどうするかという話は、リース会社のほうからしても、ほかへ持っていかうと思ったら丁寧に人手かけて壊さなあかんといえますか、ということになりますし、そのまま潰してしまうということも、それはそれなりにお金がかかるということには当然なるとは思いますが、ただ、今言われた協議云々と言うんやけど、これ普通で言いますと、今回の場合もそうですけども、これは補正の資料やったかな、結局書面のあれ、ないですよ、契約書みたいなのは、ないということがあって、ほんまに思い込みでやってるのかどうか、今までの分も含めて言えば、それは終わった後は譲渡してもらったほうがリース会社のほうも助かるしというか、そういう

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ことでやってるんだとは思いますが、その辺は書面がなくこういう契約をしてること自体は、これは大問題だということは言うておきたいというふうに思います。

もうそれはそういうふう言うておきますけども、次の問題ですけども、今回教室が足らなくなるからということで、今議会に、言うてみたらこれはもう正規のやり方で工事ということで、そういうことがありますけども、それはありますが、これ国の補助金的なものというのは、何かこういうリースでやった場合というのは出てくるものなのかどうか、ちょっとその点だけ明確に答えてください。

○服部敏男委員長 はい、どうぞ。

○大内浩平教育・こども部学校園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

仮設校舎のリース料に対する国の補助制度はございません。

以上です。

○服部敏男委員長 原委員。

○原 重樹委員 分かりました。

普通はないでしょうねという感じはするんですけども、それはこういう形でリースせざるを得なかった当時の事情というのものもあるんかも分かりませんが、本来きちっと見通しをつけて、今回出てるように見通しをつけて、教室が足らんかったらそれを工事すると、正規のあれで工事するというやり方なんだとは思いますが、その辺では当然のごとく急遽だったんかどうか分かりませんが、リースという形を取ってるということで、ただ今も使ってるということなんで、それはそれで本来電話で云々じゃ、電話というんか、口約束云々だけではなくてきちっとして、5年たったら、5年でしたから、その期限が来たらきちっともう一度どうするのか、いずれにしても最後どうするのかという問題を協議せなあかん話にはなると思うので、いずれも、だから今後こういうことのないように対応をきちっとしていくということが求められるだろうということは意見として申し上げて、確認ですのでもう終わります。

○服部敏男委員長 他にございませんか。

石原委員。

○石原日出子委員 石原です。

1点質問というか、させていただきたいと思います。

本件に関しては、リース期間満了時、契約に基づいて相手方と協議を行ってれば、今回のように訴訟に至ることにはなっていないかと思いますし、担当課の中での情報共有やチ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

チェック体制が不十分であったと思っています。今回の件を教訓として改善策を講じていくことが大切だと思いますが、改善した点があればお聞かせください。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○大内浩平教育・こども部学園管理室教育施設担当課長 教育施設担当課長の大内です。

現在、本件と同じような期間満了後に協議が必要な契約案件はございませんが、このたびの訴訟を踏まえ、本室におきましては契約期間が複数年にわたる長期継続契約を締結した案件を期間満了日の順に並べたリストを作成し、次年度の契約手続の準備を開始する時期や決算資料作成時期など適宜契約期間の満了日等を管理職も含め複数人で確認し、必要な事務手続が漏れないよう業務を見直しました。

以上です。

○服部敏男委員長 はい、石原委員。

○石原日出子委員 分かりました。

既に改善策を講じて業務の見直しをしているということなんですけども、現在は期間満了時に協議が必要な契約案件はないということなんですけど、今後、今回のような案件が出たときに情報共有、またチェック機能を働かせて、再発防止にしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。終わります。

○服部敏男委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別になしものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第22号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。



◎議案第23号 大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

○服部敏男委員長 議事第2、議案第23号 大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○堂ノ上宏幸福祉部長 福祉部長の堂ノ上です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第23号 大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

議案書67ページから70ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、67ページを御覧ください。

大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴い、生活保護法による被保護者のうち、その保護を停止されている者が重度障がい者医療、ひとり親家庭医療及び子ども医療における助成対象となることから、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、その改正内容でございますが、議案書68ページを御覧ください。

第1条は、本条例制定の目的でございますが、大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴い、関係条例を整理することを目的とするものでございます。

次に、第2条は、和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例の一部改正でございますが、同条例第2条第2項第1号において、これまで生活保護法による被保護者は重度障がい者の医療費助成の対象外となっておりますが、今般、生活保護停止中の者については、本医療費助成の対象とするよう改正するものでございます。

次に、69ページ、第3条は、和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部改正、69ページから70ページ、第4条は、和泉市子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正でございますが、先ほど御説明いたしました重度障がい者医療費の助成対象と同様に、これまで対象外としていた生活保護停止中の者について各医療費助成の対象とするよう改正するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございま

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

す。

以上、議案第23号 大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定についての提案理由並びにその内容の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○服部敏男委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第23号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。



◎議案第24号 和泉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について

○服部敏男委員長 議事第3、議案第24号 和泉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○岩井 幸子育て健康部長 子育て健康部長の岩井です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第24号 和泉市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

議案書71ページからを御覧ください。

まず、提案の理由でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い発生する条ずれの整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、72ページを御覧ください。

第1条中、第77条第1項を第72条第1項に改め、第2条中、第77条第1項各号から第72条第1項各号に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○服部敏男委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第24号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。



◎議案第25号 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定について

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○服部敏男委員長 議事第4、議案第25号 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第25号 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書の73ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、和泉市立中学校における少人数学級編制の実現に向けて、教育職員を一般職員の任期付職員として市費負担で採用するに当たり、府費負担教職員との均衡を図るために、給与等について特例を定めようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、74ページを御覧ください。

条例案の全体構成は13の条文にて構成しております。

まず、第1条は、条例の趣旨について規定しており、和泉市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項の規定により採用された教育職員について、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、別に条例で定めるもののほか、必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、給与の特例について規定しており、給与は給料並びに扶養手当をはじめ記載の各種手当とし、給料は別表に定める給料表を適用すること、また、新たに給料表の適用を受けることとなった者の号給は、教育委員会規則で定める初任給の基準に従い決定することについて定めております。

第3条は、教職調整額について規定しており、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第3条第1項の規定により、給料月額100分の4に相当する額を給料とみなし、支給することについて定めております。

75ページを御覧ください。

第4条は、教員特殊業務手当について規定しており、第1項第1号から第4号に記載の業務に従事した場合において、第2項の表の区分に応じた手当の額を特殊勤務手当として支給することについて定めております。

76ページを御覧ください。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

第5条は、義務教育等教員特別手当について規定しており、支給に関し必要な事項は教育委員会規則で定めることとしております。

77ページを御覧ください。

第6条は、宿日直手当の特例について、第7条は、期末手当の特例について、第8条は、勤勉手当の特例について、それぞれ金額もしくは支給率を定めております。

第9条は、退職手当の特例について規定しており、退職の日またはその翌日に再び市費負担教育職員となったときは、退職手当の算定の基礎となる在職期間の計算は引き続いて在職したものとみなすことについて定めております。

第10条は、給与条例の適用除外について規定しており、給与条例第17条の時間外勤務手当及び第18条の休日勤務手当は適用しないことについて定めております。

第11条は、部分休業の特例について規定しており、和泉市職員の育児休業等に関する条例第10条第1項の適用に関し、30分とあるのは15分とすることについて定めております。

第12条は、休暇の種類の特例について規定しており、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇、子育て部分休暇の4項目について定めております。

78ページを御覧ください。

第13条は、教育委員会規則への委任について定めております。

最後に、附則でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行するものでございます。

なお、補足資料をお配りしておりますので、併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、議案第25号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○服部敏男委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

浜田委員。

○浜田千秋委員 浜田です。

今回35人学級を編制するために市が全額負担して教育職員を採用するということですが、採用に当たって必要な資格要件について教えてください。

○服部敏男委員長 はい、どうぞ。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○鈴木俊孝教育・こども部学校教育室教職員担当課長 教職員担当課長の鈴木です。

市費負担教育職員は、市内中学校において勤務し、勤務体系や職務内容も府費負担教職員と同様であり、教員免許の資格を保有していることが必要です。

以上です。

○服部敏男委員長 浜田委員。

○浜田千秋委員 ありがとうございます。

今回募集される市費負担教育職員と現在勤務されている府費負担教職員は職務内容が全く同じであるとのこと。

確認です。先ほど御説明していただきましたが、お給料についても全く同じと理解してよろしいですか。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○鈴木俊孝教育・こども部学校教育室教職員担当課長 教職員担当課長の鈴木です。

市費負担教育職員については、府費負担教職員と同様の勤務体系や業務内容であるため、府の小・中学校教育職給料表に準じた給料表を適用し、均衡を図っております。

以上です。

○服部敏男委員長 浜田委員。

○浜田千秋委員 ありがとうございます。お仕事の内容もお給料も全く同じとのこと。

今回、中学校の35人学級を編制するに当たり、大阪府内11の市町が今回同じ取組をされると伺いました。今回の募集は9人と伺っておりますが、将来教職員をめざされる方も応募があるんだろうなと感じています。採用に関しては、子どもたちの前に立って指導するということで、採用に当たっては大変難しい点多々あると思いますが、9人全員の確保をめざしてください。

以上で終わります。

○服部敏男委員長 他にございませんか。

飯阪委員。

○飯阪光典委員 飯阪です。

少し議案第25号についてお伺いをさせていただきます。

本条例制定は、令和6年度に和泉市任期付市費負担教職員を配置し、中学校1年生から段階的に35人学級を実施するための制度設計に係る条例制定であると認識しておりますが、本市においてこの中学校における35人学級、この編制を行っていくその目的、何のために行う

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

のか、まずお答えください。

○服部敏男委員長 はい、答弁。

○鈴木俊孝教育・こども部学校教育室教職員担当課長 教職員担当課長の鈴木です。

中学校において35人以下学級編制を実施する目的としましては、生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を可能とする指導体制を整備し、生徒の学力向上や生徒指導の充実を図るものです。

以上です。

○服部敏男委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

それでは次に、今、目的についてお聞きしましたが、行政が行う施策としては、やはり目的を達成する、その達成の指標等々どのように効果検証を行っていくのか、その点についてお伺いをいたします。

○服部敏男委員長 はい、どうぞ。

○鈴木俊孝教育・こども部学校教育室教職員担当課長 教職員担当課長の鈴木です。

効果検証につきましては、全国学力・学習状況調査をはじめとする各種学力テストや問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果の推移など、他の教育施策との関連も踏まえ検証してまいります。

加えて、生徒、保護者には学習意欲や学校生活における満足度など、教職員には学級運営や学習、生徒指導などについてのアンケートを行い、検証してまいります。

以上です。

○服部敏男委員長 飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

今お聞きしても、この検証について非常に漠然とした、一つの指標を持っていないまま漠然としているとしか今ちょっと感じれないのですが、これ地方自治、やはりこの本市として行政の仕事というのは最小限の経費で最大の効果を得るとあります。この35人の学級をすることで何を成し遂げようとしているのか、そして何を実現しようとしているのかをもう少し、少し明確にさせていただきたいというふうに思いますし、それをある一定の時期、今回は令和6年度からこの事業を開始されるということで、6年度、7年度、8年度で中学校1年生、2年生、3年生全てが35人学級という施策を実行しようとしておりますが、例えば3学年全て35人学級になったときにどのような施策、効果検証を行うのかということを引きつ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

と決めていただきたいというふうに思いますし、そのためにはある一定の指標が必要です。

やはりこういった事業をするときには、その指標をしっかりと見詰め直していただき、そして目標設定をしていただいた上でやっていただかないと全く効果がないのかなというふうに思います。ある一定の時期でその振り返り、そして例えば学力向上が果たせなかった、それはなぜなのか、そしたらやはり教員の資質向上にもっと力を注がないといけないとか、そういうことをしっかりと考えるこの評価システムというのをしっかりと構築していただいて、この35人の施策を実行していただきたいと思います。

その点だけは指摘をさせていただきます、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○服部敏男委員長 他にございませんか。

原委員。

○原 重樹委員 原です。

確認も含めての話なんですけども、新たに条例をつくるということで、大賛成は賛成なので確認が主になりますけども、当初、私がいつかの何かで質問したときに令和7年からという話があったと思うんですね。今回令和6年からということで1年前倒しなのかどうかよく分かりませんが、してるという、何かこれには訳があるのかどうか、その点はどうでしょう。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○鈴木俊孝教育・こども部学校教育室教職員担当課長 教職員担当課長の鈴木です。

市長公約より1年前倒しし、実施となったことにつきましては、できるだけ早く子どもたちの教育環境を充実させるべく、令和6年度中学校1年生から段階的に実施するものです。

以上です。

○服部敏男委員長 原委員。

○原 重樹委員 理由の説明にはなってませんが、とにかく早まることは別に反対じゃございませんので、それはもう聞いておきたいというふうに思います。

私の記憶では、当初令和6年だったと思うんです。私が質問したときに令和7年になって、今回前倒しみたいな、令和6年になったのかなという気はしますが、曖昧な記憶もということなんですけども、市長公約ですからね、言いにくいでしょうけど、選挙との関係もありますからということだと思いますが、それはそれで早まることといたしますか、それには別に異論はございませんのでということです。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

次に、議案第25号の提案の理由のところ、和泉市立中学校における少人数学級編制の実現に向けてというふうには当然なってるんですけども、皆さんその気はないだろうからというところはあるんですけど、条例そのものというのは、中学校とか、小学校とかそういうんじゃないくて、条例そのものというのは市で教員を雇いますよということの条例、その待遇問題を条例にしているということであって、これは別に小・中関係ない、条例そのものですよ、やるやらんは別ですよ、いかがですか、その辺は。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○鈴木俊孝教育・こども部学校教育室教職員担当課長 教職員担当課長の鈴木です。

本条例は、一般職の任期付職員の給与等について教育職員に関する特例を規定したものであり、中学校だけに限定したものではありませんが、提案理由の説明のとおり、市立中学校における少人数学級編制の実現に向けた教育職員の採用を予定しております。

以上です。

○服部敏男委員長 原委員。

○原 重樹委員 そういうことですよ。条例そのものからしたらということは、これができるれば市でも雇うことが可能だということですよ。今までの臨時的な職員と全く違う方向でということになるというふうに思いますけども、これはもう答弁は結構ですけども、先ほどから、普通和泉市ですから、簡単に言えば、府が雇ったといいますか、府が雇用した先生でということになるわけですけども、その待遇でというふうにも言われてますので、それはそれで聞いておきたいというふうには思いますけども、最後にちょっと一つだけ、雇い方の問題で、これは別にこれも答えてもらう必要ないですけども、和泉市の頑張ってる職員が云々というのがありますよね、いわゆる改革するという話ありますけども、ならこれは市外の人やったら住宅手当があるのでとか、そういうことに該当するかどうか知りませんが、そういうことも含めて、これは府と食い違ってくるというふうには思いますので、その辺は基本的な点として検討してください。別に答えてもらう必要はありません。

最後の質問にはなるんですけども、これ先ほども言いましたように、府が雇用するのが普通で、和泉市では臨時はあったけども、いわゆるこういうことで雇用してこなかったといいますか、そういう条例がなかったから新たにつくるということになると思うんですけども、普通からすると、今小学校は35人学級で順次やっていってるというふうに、これは国の制度含めての話で順次というふうにはなってるというふうに思いますけども、これは、こういう条例を出すということは先駆けてやるということなんだろうけども、今中学校まで国のほう、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

あるいは大阪府のほう含めての話ですけども、35人学級を進めていくということがないということ、中学校までですよ、小学校6年生までは順次やっていくという方向はあるというふうに思いますけど、中学校のほうまではないというふうに見ておられるからこれ出してるというふうに、という解釈でいいんですかね。何か国やら府含めて中学校のほうも35人学級、6年生まで来たら次、中学1年生というふうになっていくというような、そういう方向性というのはないというふうに理解していいんでしょうか、その辺は、どういうふうに理解するかということ。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○鈴木俊孝教育・こども部学校教育室教職員担当課長 教職員担当課長の鈴木です。

中学校における35人以下学級編制については、現段階においては国等から具体的な方針等は示されておられません。

以上です。

○服部敏男委員長 はい、原委員。

○原 重樹委員 そうですよ、中学校もそういう形で進めていってくれるということになれば、その時間的というのか、年のあれはあったにいたしましても、今後雇う分が、市で、市費で雇う分が少なくなると言ったらおかしいですけども、ということにはなってくると思いますので、その辺の動向も含めて注視しておいてほしいということが一つと、もう一つ、改めて質問はしませんでしたけども、雇い方というのか、雇用の仕方は非常に難しいんだらうなという気がしてまして、というのは、普通、先生になろうとしたら都道府県ですよ、都道府県に行くわけです、だから受験すると思うんですけども、逆に言えば、これと泉市が、いや9人雇いまっせというか、雇用しまっせというて、まず第一に和泉市に来ることがあんまり考えにくいと言えば考えにくいので、これはいつどうするのかどうか、あるいは退職した人をどうするのかとかいうことを含めて、かなり慎重に検討していく必要があるだろうというふうに思いますので、これはもう意見として言っておきます。

以上で終わります。

○服部敏男委員長 他にございませんか。

石原委員。

○石原日出子委員 すみません、他の委員さんと重なっているところもあると思いますが、改めてお聞きしたいと思います。

令和6年度当初から該当する中学校において35人以下学級編制を実施するという事です

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

が、改めて実施するに至ったその経緯、または目的について教えてください。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○鈴木俊孝教育・こども部学校教育室教職員担当課長 教職員担当課長の鈴木です。

国の方針として、小学校の学級編制については段階的に1学級の人数を35人以下としていくことが示されましたが、中学校への措置については現段階において示されておりません。

生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を行い、学力向上及び生徒指導の充実を図るため、中学校においても市独自に少人数学級編制を行う必要があるためです。

以上でございます。

○服部敏男委員長 石原委員。

○石原日出子委員 ありがとうございます。

それでは、今後の具体的なスケジュールについてお聞かせください。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○鈴木俊孝教育・こども部学校教育室教職員担当課長 教職員担当課長の鈴木です。

今後のスケジュールは、規則制定、職員募集、採用選考を行い、令和6年度より中学校1年生から段階的に導入し、令和8年度には中学校3年生までの全学年を35人以下の学級編制とする予定です。

以上です。

○服部敏男委員長 石原委員。

○石原日出子委員 分かりました。

中学校においても市独自で35人以下の学級編制を実施していただけるということに感謝を申し上げます。

その一方で、教員志望者数の減少などで教員不足が深刻化している現状もあります。簡単ではないとは思いますが、この令和6年度からの導入がスムーズにいくように人材確保に努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。これは要望しておきます。

以上で終わります。

○服部敏男委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別のないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第25号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。



◎議案第26号 和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○服部敏男委員長 議事第5、議案第26号 和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○並木敏昭教育次長兼教育・こども部長 教育・こども部長の並木です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第26号 和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書85ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、86ページを御覧ください。

安全計画の策定等について、新たに第6条の2を追加するもので、第1項では、利用者の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこと、第2項では、職員に対し、安全計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならないこと、第3項では、保護者に対し、安全計画の取組内容等を周知しなければならないこと、第4項では、定期的安全計画を見直し、必要に応じて変更を行うことについてそれぞれ規定するものでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

87ページを御覧ください。

自動車を運行する場合の所在の確認について、新たに第6条の3を追加するもので、事業所外での活動等の移動に自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に点呼などの方法により利用者の所在を確認しなければならないことを規定するものでございます。

次に、業務継続計画の策定等について、新たに第12条の2を追加するもので、第1項では、感染症や非常災害の発生時の業務継続計画を策定し、必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと、第2項では、職員に対し、業務継続計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないこと、第3項では、定期的に業務継続計画を見直し、必要に応じて変更を行うよう努めることについて、それぞれ規定するものでございます。

88ページを御覧ください。

第13条第2項中、「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改めるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するもので、第2項は、経過措置としまして、第6条の2の規定は、施行の日から令和6年3月31日までの間、努力義務とするものでございます。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○服部敏男委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第26号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。



◎議案第27号 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○服部敏男委員長 議事第6、議案第27号 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○並木敏昭教育次長兼教育・こども部長 教育・こども部長の並木です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第27号 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書90ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、91ページを御覧ください。

安全計画の策定等について、新たに第7条の2を追加するもので、第1項では、利用乳幼児の安全の確保を図るため、安全計画を策定し、必要な措置を講じなければならないこと、第2項では、職員に対し、安全計画を周知するとともに、研修及び訓練を定期的実施しなければならないこと、第3項では、保護者に対し、安全計画の取組内容等を周知しなければならないこと、第4項では、定期的安全計画を見直し、必要に応じて変更を行うことについて、それぞれ規定するものでございます。

92ページを御覧ください。

自動車を運行する場合の所在の確認について、新たに第7条の3を追加するもので、第1項では、事業所外での活動等の移動に自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に点呼などの方法により利用乳幼児の所在を確認しなければならないこと、第2項では、送迎目的で

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

自動車を日常的に運行するときは、利用乳幼児の見落としを防止するブザー等の装置を備え、所在確認を行わなければならないことについて、それぞれ規定するものでございます。

93ページを御覧ください。

第10条中、「併せて設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を追加し、「ただし」以下を削除するものでございます。

次に、第14条第2項中、「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改めるものでございます。

94ページを御覧ください。

民法及び児童福祉法において懲戒に関する規定が改正され、条例において懲戒に係る権限の濫用禁止を規定する必要がなくなったことから第13条を削除するものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございますが、第2条の規定は、公布の日から施行するものでございます。

なお、改正後の条例第7条の3第2項の適用については、経過措置として送迎バス等へのブザー等装置の設置について、設置や運用に困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、ブザー等を設置しないことができ、この場合はそれ以外の方法で利用乳幼児の所在確認を行わなければならないとするものです。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○服部敏男委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

石原委員。

○石原日出子委員 すみません、この議案についてはちょっと来年度予算に係るところもあるので、その審議にかからないように質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今回の条例改正により送迎用バスへの安全装置の設置が義務づけられますが、対象になるのは家庭的保育事業者だけなのかどうか、また、全国の施設が安全装置を設置するため、需要が集中して入手が困難になるということも考えられますが、そのような場合の経過措置は設けられているのかどうか教えてください。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○樋上征史教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の樋上です。

今回の条例改正は、家庭的保育事業などを対象としたものですが、その他市内の保育園などについては府の条例が改正されることにより、安全装置の設置が義務づけられることとなります。

また、安全装置が一時的に入手できない状況が発生するなど設置が困難な場合については、設置を1年間猶予する経過措置を設けております。

以上です。

○服部敏男委員長 石原委員。

○石原日出子委員 ありがとうございます。

市内の保育園、幼稚園、認定こども園の送迎バスにも安全装置が設置されるということが分かりました。

それでは、安全装置が設置されるまでの流れと設置が完了する時期について教えてください。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○樋上征史教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の樋上です。

設置の流れとしましては、令和5年度以降、事業者は市に対して安全装置の設置に係る費用の補助を申請し、送迎用バスに国土交通省が示すガイドラインに適合した安全装置を設置します。

設置時期につきましては、国から令和5年6月末までという目標が示されているため、1年間の経過措置が設けられてはおりますが、早急に設置が完了するよう周知してまいります。

以上です。

○服部敏男委員長 石原委員。

○石原日出子委員 ありがとうございます。

今回義務づけられた安全装置というのはヒューマンエラーを補完するものだと考えています。痛ましい事件が絶対起こらないように、また起こさせないように、安全装置の設置が円滑に進むように取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。終わります。

○服部敏男委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第27号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。



◎議案第28号 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○服部敏男委員長 議事第7、議案第28号 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○並木敏昭教育次長兼教育・こども部長 教育・こども部長の並木です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第28号 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書95ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正に伴い発生する条項ずれの整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、96ページを御覧ください。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

民法及び児童福祉法において懲戒に関する規定が改正され、条例において懲戒に係る権限の濫用禁止を規定する必要がなくなったことから、第26条を削除するものでございます。

次に、少し飛びますが、101ページを御覧ください。

第15条第1項第3号中、引用している学校教育法第25条に第2項及び第3項が加えられたことから、第25条を第25条第1項に改めるものでございます。

そのほか引用している子ども・子育て支援法第19条の第2項が削られ、1項のみの条文となったことから、第1項の記載を削除する旨の改正でございます。

最後に、111ページを御覧ください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございますが、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第28号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○服部敏男委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第28号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。



◎議案第29号 和泉市美術館条例の一部を改正する条例制定について

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○服部敏男委員長 議事第8、議案第29号 和泉市美術館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○辻 公伸生涯学習部長 生涯学習部長の辻です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第29号 和泉市美術館条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書112ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、博物館法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるためでございます。

次に、その内容について、113ページの新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

第1条で引用いたします博物館法第18条の公立博物館の設置については、当該博物館を設置をする地方公共団体の条例で定める規定が削除となるため、第1条中、「和泉市は、博物館法第18条の規定に基づき」の文書を削除するものでございます。

今回の法改正は、博物館の設置形態の多様化や文化芸術基本法の制定により求められる役割が多様化、高度化したことを受けて、事業の見直しや登録制度の見直しがされたものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第29号の説明とさせていただきます。よろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○服部敏男委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

はい、松田委員。

○松田義人委員 松田です。よろしく申し上げます。

久保惣記念美術館につきましては、当市を代表する施設でありまして、市民の関心も非常に高いというふうに思いますので、質問させていただきます。

今回、博物館法の改正ということでございますが、まずこの改正によってどう変わるのか、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

その内容についてお伺いします。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○辻野明子生涯学習部次長（文化遺産活用・久保惣記念美術館担当）兼久保惣記念美術館館長代理 久保惣記念美術館館長代理の辻野です。

今回の法改正では、博物館に求められる役割の多様化、高度化を踏まえ、法律の目的や博物館の事業、登録の要件等が改正されます。

まず、博物館の役割ですが、法律の目的に、社会教育法に加え、文化芸術基本法の本質に基づきことが定められたことから、まちづくりや国際交流、観光などとの連携による地域の活力向上に寄与することが努力義務となります。

次に、登録制度ですが、現行法では設置者が地方公共団体、一般社団法人等の博物館に限定されていることや、審査が学芸員の配置の有無、年間開館日数、施設の面積などの外形的な基準によってのみ行われているものが、今後は設置者による要件が撤廃され、博物館資料の収集、保管、展示並びに調査研究を行う体制等が基準に適合するかどうかというようなことが審査される制度になります。

以上です。

○服部敏男委員長 はい、松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。法改正の内容については理解をさせていただきました。

次に、この法改正を受けて、久保惣記念美術館も新たに登録が必要なのか、また、登録に当たって何か変更しなければならないことがあるのかお伺いします。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○辻野明子生涯学習部次長（文化遺産活用・久保惣記念美術館担当）兼久保惣記念美術館館長代理 久保惣記念美術館館長代理の辻野です。

登録につきましては、既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなすという経過措置がありますので、その5年以内に再登録をする必要があります。

また、変更点ですが、基準に適合する事業を行うために、必要な学芸員等の配置や施設の整備等、今後示される基準に従って進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○服部敏男委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

先ほど御答弁いただきましたように、これからの美術館に求められる役割、まちづくりや観光等の連携ということですが、現在も美術館のあるまちということでミュージアムタウン事業を進めていただいておりますが、これによって成果も上げておられております。これからも美術館が中心となって、周辺地域を巻き込みながらこれをさらに発展させていくよう期待をしているところであります。

久保惣記念美術館が和泉市にあることは、子どもたちにも大きないい影響を与えているというふうに思いますので、市民に憩いの場を提供し、また市外や府外にもたくさんのファンがいると聞いておりますので、新たな博物館法の下で登録博物館としてしっかりと必要な体制や環境を整えていっていただきたいということを要望させていただきまして、質問を終わります。

以上です。

○服部敏男委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第29号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号 令和4年度和泉市一般会計補正予算（第11号）〈厚生文教所管分〉

○服部敏男委員長 議事第9、議案第31号 令和4年度和泉市一般会計補正予算（第11号）の本委員会所管部分を議題といたします。

なお、本件に対する議案の説明は本会議の提案理由の際に既に終わっておりますので、こ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

れを省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

はい、飯阪委員。

○飯阪光典委員 飯阪です。

数点質問をさせていただきます。

今回この補正予算の中で、歳出の中で小栗の湯、そして和泉診療所、南北リージョンセンター、図書館、体育施設と指定管理料の追加が出ております。その指定管理料の追加が出ている理由について、まずお答えください。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

私のほうでは和泉診療所、小栗の湯を所管しておりますので、代表して答弁させていただきます。

今回の理由につきましては、国際情勢等により令和4年度当初から電気代、ガス代が大幅に高騰いたしまして、指定管理施設におきましてもその影響が避けられない状況の中、安定的な運営を継続し、よりよい市民サービスを提供するため計上したものでございます。

以上です。

○服部敏男委員長 はい、飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

今、理由については昨今の光熱水費の高騰ということでお伺いをしました。

この光熱水費の高騰ですが、今回のこの指定管理事業では契約する際、仕様書がありますが、この仕様書で全くうたっていない追加の補正を行っているというふうにお伺いをしておりますが、その必要性についてお伺いをしたいと思います。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

必要性につきましては、指定管理施設といいますのは、市が所有する公共施設であります。その施設は市民サービスを継続して提供する必要があると考え、今回の補正予算に至ったものです。

以上です。

○服部敏男委員長 はい、飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

理由については、必要性の認識についてお伺いをしましたが、そうすると、やはりこの仕様書への明記という必要性が出てくるのではないかと思います。仕様書にないものをわざわざ市として払いにいく必要性、これをしっかりと明記していく必要があるというふうには指摘をさせていただきますが、例えばそれ以外の分野で市として様々な、今回、厚生文教委員会でするので契約担当等々入っておりませんが、物品等、もしくは建設等いろいろな入札等々があるというふうに思いますが、こういった事業等々でもやはり急激な物価高というものは、今現在皆さん方で非常に体感されている、そして予算措置もいろいろされているという状態があるというふうにも思います。

そうしてくると、あらゆる分野で特別な事情という考慮をしていく必要が出てくると思うんですね。それを今回あえてこの補正予算で明記のない追加補正をするということで、市としてそういったほかの入札等々でも補正をしていく必要が、払う必要が出てくる、その可能性があるというふうに考えますが、その中で今回も仕様書の中で、特別な事情がある場合は両方で、市と事業者で協定を協議をするといったことがあると思うんですが、その意味でも今回記しているこの補正の事情、特別な事情というものに対してある一定の明記をきちっと行っていく、中身ですよ、特別な事情の中身についてある一定の明記、仕様書に記していく必要があると考えますが、その点について見解をお聞かせください。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

私の所管する指定管理施設ですので、その点について基本協定書に盛り込まれております今委員がおっしゃられました条項について、答弁させていただきます。

今回特別な事情ということで議員御指摘いただいているんですけども、そもそも基本協定書の中で責任分担の条項がございまして、第39条で様々な責任分担が指定管理者と和泉市とどちらになるのかということが明記されております。

その上で指定管理施設と申しますのは、先ほど理由のところでも申し上げましたように、やはり市が所有する公共施設として市民サービスの継続的な提供というのは最重要課題かなと考えております。その点でいきますと、特別な事情というのをどれだけ想定して明記したとしても、やはり何らかの状況が起こり得る可能性があり、それがまたその管理施設の運営に影響する可能性はやはりはらんでいると思われまます。

そういう点で申しましても、現在、基本協定書の中の最終条項で協議事項というのが設けられておりまして、その中では、本業務を履行するに当たり、前提条件や内容等の変更また

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

は特別な事情が生じたときは、市と管理者が協議の上、本協定の規定を変更することができるものとなっております。これはやはり根本的に市民サービスを提供するという施設ですので、その継続性を担保するためにある条項であると考えます。

以上です。

○服部敏男委員長 はい、飯阪委員。

○飯阪光典委員 ありがとうございます。よく分かりました。

その点では、やはり今回のこの追加補正、必要な面もあったのかなというふうにも思います。

ただ、やはり市民さん、納税者の皆さんから感じることは、明記のないものをわざわざ市が払いにしているという印象は拭えないと思いますので、そういったところに対してはきちっとした説明責任を果たせるように、何らかの措置を施していただきたいというふうに思いますし、先ほど原委員のほうからも指摘がありましたけど、議案第22号であった部分ですけども、契約書へのある一定の明記ということをしっかり心掛けて取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○服部敏男委員長 他にございませんか。

はい、松田委員。

○松田義人委員 よろしくお願ひします。

議案書の127ページの部分で、貝吹山古墳フェンス設置事業の繰越明許費が計上されておりますが、まずこの事業の概要と繰越しの理由についてお伺ひします。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○森下 徹生涯学習部文化遺産活用課長 文化遺産活用課長の森下です。

太町に所在します信太貝吹山古墳の周囲には土留めのブロック塀及びフェンスが設置されておりますが、ブロック塀にひずみが見られ、危険なことから、令和3年度から3か年計画でブロック塀及びフェンスの改修工事に取り組んでおり、今年度で全体のおよそ4分の3の施工が完了する予定になってございました。

古墳は市の史跡に指定されており、工事に先立ち発掘調査を行ったところ、埴輪列やふき石が良好な状態で検出されるなど想定以上の成果が得られたため、調査期間を延長する必要が生じました。

それに伴い、工事着工が当初予定よりも遅れ、今年度中の事業完了が見込めなくなったこ

とから予算繰越しを行うものです。

以上です。

○服部敏男委員長 はい、どうぞ。

○松田義人委員 ありがとうございます。繰越しの理由については理解をさせていただきました。

御答弁いただきましたように、今回の信太貝吹山古墳の発掘調査においては想定以上の成果があったということですが、どのような成果が得られたのか具体的にお示しいただけますか。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○森下 徹生涯学習部文化遺産活用課長 文化遺産活用課長の森下です。

今回の主な調査成果は、埴輪列とふき石が良好な状態で出土したことです。

まず、埴輪列ですが、直径30センチほどの円筒埴輪が隙間なくびっしりと据えられていることが確認できました。古墳を一周するように埴輪が巡っていたと考えられます。また、円筒埴輪のほかに高貴な人に差しかける傘を模した埴輪も見つかりました。埴輪の特徴から信太貝吹山古墳は5世紀中頃に築造されたと推定されます。

ふき石については、古墳の斜面に拳大の大きさの石をきれいに張りつけている状態が確認できました。さらにふき石の下層下の部分には、上層よりも小さな石をきれいに並べていることが分かりました。

このように2段重ねに石を敷く工法は、和泉市内で初めての出土であり、近隣では世界遺産である古市古墳群に見られる工法であることからその関連が注目されます。

1月11日には現地公開を行い、調査成果を紹介したところ、80名を超える参加者がありました。

以上です。

○服部敏男委員長 松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。

今回の発掘調査で貴重な成果が得られたその内容について、よく理解させていただきました。この成果を生かして、今後の整備や活動を進めていただきますことを要望しておきたいというふうに思います。

次に、古墳は北信太駅前には位置しておりますが、北信太駅前整備事業や和泉・信太の森ヒストリータウン事業とも連動してその整備を進める必要があるのではないかと思います。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

今後の予定についてお伺いします。

○服部敏男委員長 はい、答弁どうぞ。

○森下 徹生涯学習部文化遺産活用課長 文化遺産活用課長の森下です。

信太貝吹山古墳は、和泉・信太の森ヒストリータウンの重要な構成要素の一つであり、その整備に当たりましては、北信太駅前整備基本計画の将来にわたって実現すべき方針である「歴史や文化を活かした住みたくなるまちづくり」を踏まえまして、古墳の墳丘に登れるようにしたり、古墳の周辺を含めて広場空間を設けるなど、駅前のランドマークとなり、市民にとっての憩いの場となるような整備を行う予定です。

貝吹山のフェンス設置工事及び発掘調査につきましては、令和5年度も引き続き実施する予定ですので、その成果も踏まえ、古墳の整備と活用について具体化を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○服部敏男委員長 はい、松田委員。

○松田義人委員 ありがとうございます。

来年度も引き続き発掘調査を行うという御答弁をいただきました。また新しい発見があるのではないかとこのように期待をしておるところであります。

発掘調査の成果を生かしつつ、北信太駅前整備事業や和泉・信太の森ヒストリータウンの重要な事業の一つとして、市民に親しまれる古墳として整備していただきますことを要望いたしまして、質問を終わります。

以上です。

○服部敏男委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第31号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

異議ないものと認めます。

よって、議案第31号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



◎議案第33号 令和4年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

○服部敏男委員長 議事第10、議案第33号 令和4年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

なお、本件に対する議案の説明も本会議の提案理由の際に既に終わっておりますので、これを省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別になしものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第33号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣告

○服部敏男委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

(午前11時24分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 服 部 敏 男